

患者さんには権利と
守るべき責務があります

憲法で定められた基本的人権のもとで、患者さんには様々な**権利**があります。・自分の意志により医療行為を選択（憲法13条、自己決定権）・良質な医療を受ける・自分の病状等について知る・プライバシーの保護（病院の守秘義務）・他の医療者の意見を聞く（セカンドオピニオン）、などです。

権利は当然ながら**責務**を伴います。・医療行為（検査や治療）に協力する・療養に専念する・病院の規則を遵守する、などです。

医療者に頼りきりにせず、自分の病気と真剣に向き合ってください。

健康 ♪ 外来ニュース

自分の病気を、他人まかせにしてもいいのですか？

医学の父と呼ばれているヒポクラテス（紀元前400年頃、古代ギリシャの医師）の時代、「病気の経過が悪いときは、患者に何事も告げるべきでない」「患者の利益になるなら、うそをつくことをためらってはならない」等と言われていました。医療者が専門家の立場から、患者さんの意思に合わなくても、最善と考える医療行為を行うことが正義である、と信じられていたのです。その後、医療過誤などのトラブルが頻発した歴史を経て、医療者と患者さんの関係が見直されて、近年の医療現場では、**インフォームド・コンセント**が倫理的法的に確立されました。人に対して何らかの行為をする際には、その行為についてあらかじめ **inform（説明）** して、その実施について **consent（同意）** を得なければならない、とされたのです。

検査や治療を行う医療者は、患者さんの価値観と自律性を最大限に尊重しながら、自らの価値判断も提示し、共に話し合い、患者さんの潜在能力を引き出し（エンパワメント）、自己決定できるように支援することが求められています。そのために、ある程度の侵襲性・危険性のある医療行為については、説明・同意文書を使用して重要な内容が漏れないように説明します。

分からないことがあれば、うやむやにせず何でもお尋ねください。

医療者と患者さんのコミュニケーションが大切です

Communication とは、**comm（共）** に **uni（一つ）** になること。単なる情報交換だけでなく、相互に影響しあい共感しあって行動するという意味です。最近はSNSが発達して、医療情報を得やすくなりましたが、断片的な知識だけで自己判断するのは危険です。医療者との率直な意見交換を通じて、最善の策を見出しましょう。



医療法人 祥佑会

藤田胃腸科病院

〒569-0086 高槻市松原町17-36

TEL 072-671-5916

FAX 072-671-5919

健康 ♪ 外来

水曜日 14:00～17:00(要予約)

担当：中嶋